

新潟市江南区福祉センター広告付き周辺案内地図設置仕様書

1. 募集内容

(1) 事業名称

新潟市江南区福祉センター広告付き周辺案内地図設置

(2) 事業内容

広告付き周辺案内地図設置事業を行う者（以下、事業者という。）が、周辺の案内地図を作成し設置する。なお、その地図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載できるものとする。

(3) 設置場所

新潟市江南区泉町3丁目3番3号

新潟市江南区福祉センター1階 正面玄関風除室内 ※別紙参照

(4) 設置日・期間等

①令和7年5月31日までに設置すること。なお、設置工事等の日程については、市と協議すること。

②設置に係る市有財産の貸付期間は、令和7年5月1日から令和12年4月30日までの5年間とする。また、貸付期間は設置工事の期間を含める。

(5) 案内地図本体の構造、設置等

①案内地図を設置するための貸付面積は、奥行（厚さ）90mm×横（幅）1,428mmとする。
高さは2,100mm程度を目安として、貸付面積の範囲内で設置すること。

※設置イメージは別紙参照

②本体は、地図枠及び広告枠で構成すること。

③鋭利な角や縁、突起物等がない構造とし、その他庁舎の利用者等に危険を生じさせることがない構造とすること。

④設置場所における、温度及び湿度の変化等の環境下でも、使用に耐え得る構造とすること。

⑤案内地図は地震等その他いかなるときも、転倒や落下をしないよう、十分な対策措置を講じて設置すること。そのほか設置方法について市と協議すること。なお、万一事故等が発生した場合は、事業者の責任において解決すること。

⑥周囲と調和のとれた色合い・デザインとすること。また、配線等についても、庁舎の景観及び安全を損なわない方法とすること。

⑦省エネ・環境対策として、照明の光源はLEDとすること。電源は入切が容易で、タイマー制御が可能な構造とすること。

⑧色覚障害者に配慮した配色でデザインすること。

⑨ユニバーサルデザインに配慮すること。

⑩地図枠と広告枠以外の本体部分へのマグネットシート、カッティングシート貼り付け等の方法を用いて、本体管理に支障のない範囲で、本市のPRを行うものとする。

⑪音声を発する機材の設置は認めない。

(6) 地図枠

①地図は本体内に収まるようにし、「江南区広域地図」「福祉センター周辺地図」を設けること。

②各地図には、公共施設等、本市が指定する情報を分かりやすく表示すること。

③地図は、国土地理院の地図をベースに作成すること。

④色覚障害者に配慮した配色でデザインすること。

⑤ユニバーサルデザインに配慮すること。

(7) 広告枠

①広告枠の部分には広告主の広告を表示し、写真・名称・電話番号等について表示することができる。

②広告枠の広告主が、地図上でどこに位置するか分かるよう、座標番号等で表示すること。

③本体内に収まる大きさと作成し、一枠が極端に大きくならないようにすること。

④広告枠において広告を掲載できる者及び広告内容等については、「新潟市広告掲載要綱」及び「新潟市広告掲載基準」に定めるところによる。

(8) 広告の内容審査について

①広告の掲載にあたっては、内容審査を行うための期間を考慮し、市にその都度定める期限までに広告物の出力見本を提出すること。

②広告物の出力見本の提出後、本市において内容審査を行い、結果を通知する。このとき、本市は必要に応じて修正等の措置を求めることができ、事業者は、速やかに対応しなければならない。なお、修正等に係る費用は、事業者が負担すること。

(9) 広告内容の責任について

①広告内容等に関する一切の責任は事業者が負うものとし、本市は一切の責任及び負担を負わない。

②事業者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び、広告内容等に関わる財産権のすべてについて合理的な権利処理が完了していることを保証すること。

③本市に対して、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、事業者の責任及び負担において解決するものとし、本市は責任及び負担を負わない。

④広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、民間事業者等の広告欄であることを注記すること。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関する、その他必要な事項についても注記すること。

(10) その他

- ①破損、汚損を発見したときは、速やかに本市に報告を行い、復旧等の最適な措置をとること。
- ②公共施設等の変更及び広告主の変更等についてのメンテナンスをその都度行うこと。また、1年に1回以上、地図情報の更新及び張替えを行うこと。
- ②案内地図の撤去時には原状回復すること。

2. 賃貸借契約の締結及び貸付料等の納入

- (1) 設置に当たっては、新潟市公有財産規則に基づき、市に公有財産貸付申請書を提出し、市有財産賃貸借契約を締結すること。
- (2) 本事業に関する一切の費用（製作設置・運用・維持管理・移設撤去等に係る費用）は、事業者が負担すること。
- (3) 貸付料は、基本分と広告分を合算した金額とする。
 - ①基本分…建物の使用料に相当する額。
(参考：令和7年度 1㎡あたり年間 7,933 円)
 - ②広告分…広告料に相当する額。貸付料（広告分）は一般競争入札の落札者の入札価格（年額）とし、設置面積に応じた貸付料（基本分）を別途納めること。
- (4) 市の発行する納入通知書により、期日までに貸付料を納めること。また、光源等を使用する電気料についても実費を別途納めること。
- (5) 納入された貸付料等は返還しない。ただし、市の責めに帰すべき理由で、地図及び広告等を掲載できなかった場合は、別途協議するものとする。
- (6) 合理的な理由により、案内地図本体の移動等の必要が生じた場合は、事業者はその指示に従わなくてはならない。なお、当該指示に従うことにより生じる費用は、事業者が負担すること。

3. その他

- (1) 事業者は、広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出、その他広告主との調整など広告掲載に係る一切の業務を行うこととする。
- (2) ①事業者は、第三者に対し、業務の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を受けたときはこの限りではない。
 - ②再委託を行うときは、再委託先の名称及び再委託する業務の内容を書面により本市に通知するものとする。
 - ③再委託を行うときは、再委託をしてこの契約に定める事業者の義務と同等の義務を遵守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義

務違反は事業者の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

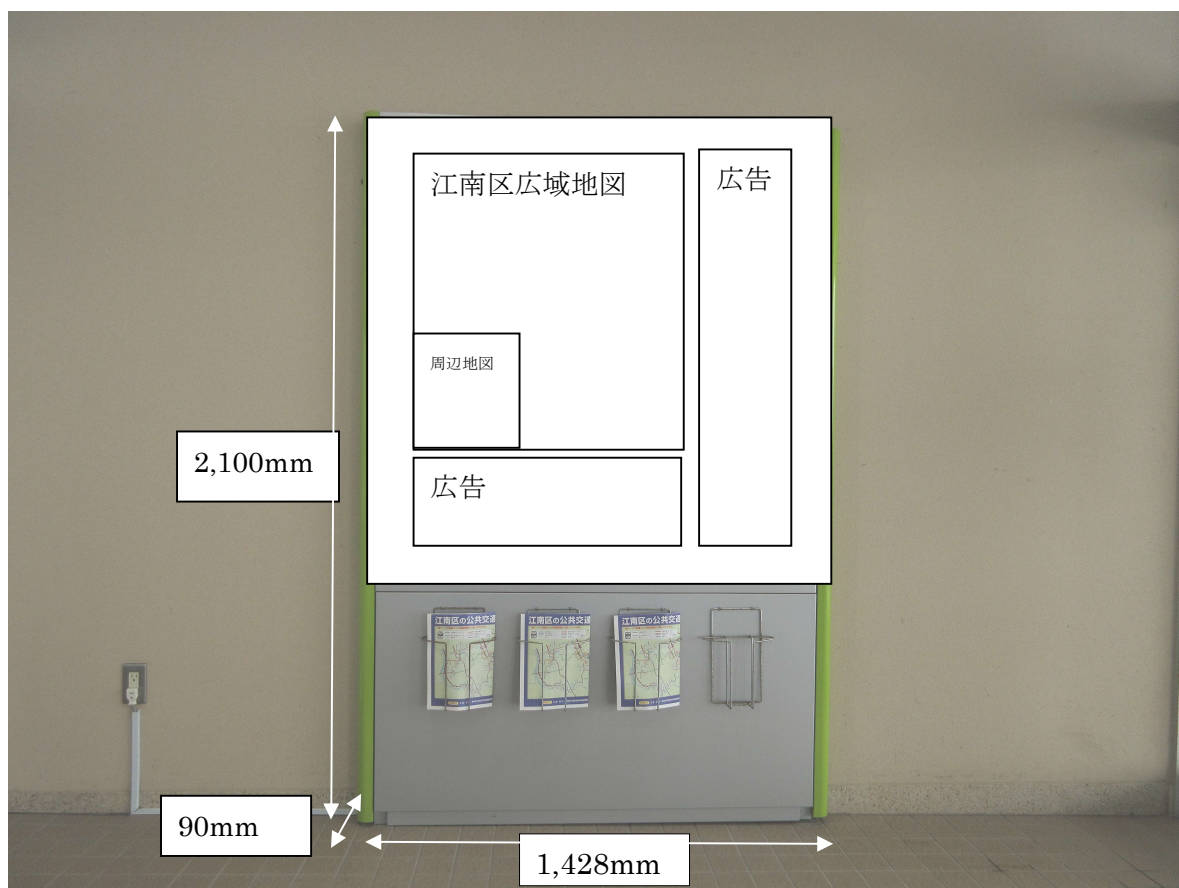
- (3) 本市は、広告主又は広告内容が要綱等の基準を満たさなくなったとき、その他広告掲載することが適当でないと認める事由が生じたときは、広告掲載の中止を指示することができるものとする。
- (4) 広告物の内容等に疑義が生じた場合は、本市と十分に協議を行うものとする。
- (5) 契約期間中、設置場所を変更する場合は本市と十分に協議を行うものとする。
- (6) この仕様書に明記されていない細部の事項については、本市の指示に従うものとする。

別紙

■設置場所（江南区福祉センター 1 階）



■設置イメージ



江南区福祉センター 建物貸付料（1㎡あたり）

新潟市財産条例

（使用料の徴収）

第2条 市長は、法第238条の4第7項の規定による行政財産の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）から別表に掲げる使用料（以下「使用料」という。）を一括して徴収する。ただし、市長は、特別の理由があると認める場合は、使用料を分割して徴収することができる。

別表

3 1の項及び2の項に掲げる場合以外の土地の使用	使用面積につき1年	土地に係る台帳単価を標準に市長が決定した額に100分の4を乗じて得た額に使用面積を乗じて得た額（以下「標準土地使用料」という。）（当該土地の近傍類似の土地の貸付額と比較し著しい差異がある場合は、当該貸付額を考慮して市長が決定した額）
4 建物の使用	使用面積につき1年	建物に係る償却額を使用面積に応じて按分して得た額に、標準土地使用料に相当する額を加えた額（近傍同種の建物の貸付額と比較し著しい差異がある場合は、当該貸付額を考慮して市長が決定した額）

<土地>

30,200 円（R6 年度台帳単価）×4／100×1893.77 ㎡（建物建築面積）
×1 ㎡（使用面積）／2818.07 ㎡（延床面積）＝811 円

<建物>

20,072,018 円（償却額）×1 ㎡（使用面積）／2818.07 ㎡（延床面積）
＝7,122 円

811 円＋7,122 円＝7,933 円